

予算決算委員会厚生分科会分科会長報告

厚生分科会に委嘱になりました部分について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 29 号、令和 6 年度横手市一般会計補正予算（第 12 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出 2 款、総務費では、「マイナンバーカードの普及について、1 月末現在の所持率は 83.55% であり、個別訪問など努力しているようだが、これ以上所持率を上げることは難しいか。また、全国平均と比べ、どのような状況か」との質疑に対し、当局より、「所持率から計算すると、約 1 万 3,000 人の市民が取得していないことになる。取得していない方は、自宅から出られない、庁舎へ来ることができないなどの理由があると想定しており、取得の呼びかけと個別訪問を続けていく。また、総務省の公表値を基にすると、横手市は、令和 7 年 1 月末現在で、県内 8 位、全国 339 位となっている」との答弁がありました。

3 款、民生費では、「特別障がい者手当受給者の状況」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 30 号、令和 6 年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）、議案第 31 号、令和 6 年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 32 号、令和 6 年度横手市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）及び議案第 33 号、令和 6 年度横手市市営介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）の 4 件については、いずれも質疑、討論はなく、いずれも採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 35 号、令和 6 年度横手市病院事業会計補正予算（第 4 号）については、当局より、議案の訂正について「第 4 条債務負担行為をすることができる期間について、元号の誤りがあった」との説明がありました。

質疑では、「大森病院看護師等奨学金貸付事業の債務負担行為が廃止されているが、人事への影響と今後の見通しはどのようなになっているか」との質疑に対し、当局より、「横手病院、大森病院ともに奨学金の対象となる学生を募集しているが、残念ながら大森病院に応募がなく、今回廃止とするものである。現状では必要な看護師の数を確保できているが、令和10年度以降についてもシミュレーションしている。県内看護師養成学校などを訪問し、引き続き看護師の確保に努めていきたい」との答弁がありました。

このほか、「看護師等奨学金貸付事業の利用状況」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

予算決算委員会産業建設分科会分科会長報告

産業建設分科会に委嘱になりました部分について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 29 号 令和 6 年度横手市一般会計補正予算（第 12 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出 6 款、農林水産業費では、「未相続の山林の把握状況」についての質疑がありました。

7 款、商工費では、「第 2 表継続費補正の柳田工業団地整備事業について、減額補正の額が約 3 億円と非常に大きくなっているが、その理由は何か」との質疑に対し、当局より、「当初の積算では分割発注を計画していたが、一括で発注したことによって諸経費等が減額になった。また、例えば盛土については発注前に再度見積もり徴取したところ 6,700 万円ほどの差額が出るなど、各単価についても精査しながら進めた結果、設計額が下がり、減額となったものである」との答弁がありました。

これに対し委員より、「最少の経費で最大の効果を出すことが市の使命ではないのか。積算ソフトの精度が上がっており、さらには物価も高騰している中で、3 億円も減額するというのは非常に不自然で、不透明だと考えるがどうか」との質疑があり、当局より、「当初予算の積算額は、人件費や資材高騰なども見越して算出した額であった。しかしながら、先ほど申し上げた様々な経費節減に努めてきた結果として、この差額が生じたものである」との答弁がありました。

8 款、土木費では、「今回の補正で除雪費は計上されていないが、今冬の大雪により道路は穴ぼこが目立ち、田んぼなどには雪が山のように残っている。現行予算で間に合うのか」との質疑に対し、当局より、「予算 27 億円弱に対し、2 月末現在の除雪費の執行状況は 20 億円ほどとなっている。3 月には雪消しなど除雪の後処理作業を行うが、今冬の降雪状況から予測しても予算内で間に合うものと試算している」との答弁がありました。

11 款、災害復旧費では、「昨年 7 月の大雨災害では、市内でも内水氾濫が発生した。土地改良区との関連や用水について十分に協議をしないと今後大変なことが起きるのではないか。災害が起きてから復旧するのではなく、災害は予防が重要であり、早めに手を打つべきではないか」と

の質疑に対し、当局より、「農業用水路については、排水路の浚せつには手をかけていないところが多く、それが内水氾濫が起きる要因の一つと考えている。現在土地改良区とその課題を共有しながら、どのような対応ができるか協議を進めているところである」との答弁がありました。

このほか、「河川敷内の立木対処における国への要望」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、出席者起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 36 号、令和 6 年度横手市水道事業会計補正予算（第 4 号）及び、議案第 37 号、令和 6 年度横手市下水道事業会計補正予算（第 4 号）の 2 件については、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

予算決算委員会 総務文教分科会 分科会長報告

総務文教分科会に委嘱になりました部分について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 29 号、令和 6 年度横手市一般会計補正予算（第 12 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出 2 款、総務費では、「市民会館整備事業について、実施設計業務委託の契約差金等による減額補正 4,220 万円となっているが、再設計に関する委託費 4,400 万円は使わなかったのか」との質疑に対し、当局より、「減額補正の内訳としては、建築確認申請を行う必要がなくなったことによる 100 万円の減額、実施設計委託の減額変更による約 3,300 万円の減額、現体育館の解体設計委託分として約 800 万円の減額となったものである」との答弁がありました。

これに対し委員より、「現体育館の解体についても市民会館整備事業の一部ということか」との質疑があり、当局より、「そのとおりである。現体育館の解体設計及び解体工事、また、その後駐車場にする完成形までを含め市民会館整備事業として計画しており、これまでもそのように説明している」との答弁がありました。

また、「実施設計委託の減額変更はどのように算出されたのか」との質疑に対し、当局より、「当初は、構造変更を行う形で積算することとしていたが契約後、実施設計の早い段階で構造変更を行っても工事費の減額に至らないということが分かり中断した。それを受け、単価の見直しなどの業務量を再積算したものである」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 34 号、令和 6 年度横手市財産区特別会計補正予算（第 1 号）については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。
よろしくご審議の程お願いいたします。

予算決算委員会厚生分科会分科会長報告

厚生分科会に委嘱になりました部分について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 39 号、令和 7 年度横手市一般会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出 2 款、総務費では、「マイナンバーカードの取得について、子どもたちや高齢者の取得率はどのように伸ばしていくのか。また、子どもは親が申請しないと取得できないのではないか」との質疑に対し、当局より、「未取得者のうち高齢者は施設入所が多いと考えており、施設との連携や相談体制を構築し、取得につなげていきたい。また、10 代、20 代の取得率は 80%を超えている。そのほか、年度途中から出生届と同時にマイナンバーカードの申請ができるようになっていく」との答弁がありました。

2 款では、このほか「コンビニ交付の状況」についての質疑がありました。

3 款、民生費では、「ひきこもり支援について、支援機関や各地域局がそれぞれ対応に当たっていたと思うが、ひきこもり地域支援センターが設置されることにより、現状からどのように変わるのか」との質疑に対し、当局より、「支援センターはまるごと福祉課内に設置するもので、既存の支援機関との連携や調整が主な役割と想定している。一方、Y²ぷらざに設置する支援窓口については、20 代くらいまでの若者を想定しており、長期化しないように早めの対応ができればと考えている。地域局における保健師を中心とした訪問や相談はこれまでどおり行い、支援センターでは、関係機関と連携し、ステップを踏んで社会復帰につなげていくことを目指している」との答弁がありました。

また、「敬老事業について、令和 6 年度の参加率が 10%となっている。参加者が多ければ続けていく必要性を感じるが、担い手の都合で事業実施が左右される仕組みは公平ではないと思うが、どのように考えているか」との質疑に対し、当局より、「現行制度は、利用希望者がいても、実施する担い手がいないと参加する機会が得られないため、地域で取組の差が出る不公平な状態であることは認識している。一方で、利用者からは好意的な声もあり、地域の再構築につながっている面もあると感じて

いる。制度変更以降、町内会以外の同好会や婦人会の主催事業に活用されているほか、記念品配布のみも可能となっており、様々な活動に使えることはプラスの面もあると考えている」との答弁がありました。

3 款ではこのほか、「日常生活支援事業」や「特定空家等対策事業」、「産後ファミリー応援事業の派遣対象拡大」についての質疑がありました。

4 款、衛生費では、「予防接種事業」や「クリーンプラザよこて費増額の経緯」についての質疑がありました。

討論では、立身万千子委員より、賛成の立場で、「ほとんどの施策が法律や厚生労働省の通達に基づくものであって、制約のもと、市独自の医療や福祉、環境の政策を打ち出し、市民に寄り添っていく姿勢が見られる。動き出せば具体的な課題が様々出ることと思うが、この政策を進めていくことを期待し賛成する」との討論がありました。

本案について、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 40 号、令和 7 年度横手市国民健康保険特別会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「人間ドック助成事業について、市民の認知度が低いという感触を持っている。事業の目的からすればもっと知ってもらいたいと思うが、どのように周知しているか」との質疑に対し、当局より、「保険証更新時にチラシを同封しているほか、全戸配布の国保だよりやホームページでもお知らせしているが、そのほかの周知方法も検討していきたい」との答弁がありました。

このほか、「人間ドック受診者の分析」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 41 号、令和 7 年度横手市後期高齢者医療特別会計予算については、質疑、討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 42 号、令和 7 年度横手市介護保険特別会計予算については、「市内の居宅介護サービス事業者数」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 43 号、令和 7 年度横手市市営介護サービス事業特別会計予算については、「職員の充足状況」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 46 号、令和 7 年度横手市病院事業会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「大森病院に導入予定の生成 A I の詳細を教えてほしい。また、横手病院の状況はどのようになっているか」との質疑に対し、当局より、「大森病院では、既に外来の A I 問診を一部導入しているが、来年度は職員の負担軽減を目的として生成 A I の活用を計画している。例えば、保険会社へ提出する証明書や会議の議事録などに活用することで、事務負担軽減や時間外勤務の削減が期待できるものと考えている。また、横手病院では、二、三年前に A I 問診のシステムデモを確認したが、医学用語の認識等に課題があり導入は時期尚早と判断した。現在の A I 技術は当時より進歩していることから、当院の電子カルテシステムとの親和性などを検証しつつ、導入を検討していきたい」との答弁がありました。

このほか、「入院患者数の見込み」「勤務職員数」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 49 号、令和 7 年度横手市一般会計補正予算（第 1 号）については、「公立病院物価高騰対策事業における一般会計の負担部分」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 50 号、令和 7 年度横手市病院事業会計補正予算（第 1 号）については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

予算決算委員会産業建設分科会分科会長報告

産業建設分科会に委嘱になりました部分について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 38 号、令和 7 年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入れについて及び議案第 44 号、令和 7 年度横手市市営温泉施設特別会計予算の 2 件については、一括議題にして審査いたしました。

議案 2 件について、いずれも質疑、討論はなく、議案第 38 号は、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第 44 号は、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 39 号、令和 7 年度横手市一般会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出 5 款、労働費では、「採用活動応援事業について、対象 9 件を想定し予算計上したとのことだが、それ以上の申請があった場合はどう対応するのか」との質疑に対し、当局より、「当初予算としては 90 万円を計上しているが、ニーズがある場合は庁内で協議し、年度途中に補正をお願いする可能性もあると考えている」との答弁がありました。

これに対し委員より、「年度が始まってからニーズを把握するのはどうなのか。今年度中に中小企業から聞き取りし、その声を反映した上で当初予算を計上すべきでなかったのか」との質疑があり、当局より、「事業者のニーズを把握したところ、人材を待っているようではなかなか採用に結びつかないという現状があった。そのため、自社のホームページ作成やインターンシップ経費などを支援する補助金を創設したものである」との答弁がありました。

また、「若者の人材育成と地元定着は市の最大の課題であり、一番の施策であるべきと考える。もっと予算をつけるべきではないか」との質疑に対し、当局より、「予算上では少ない金額かもしれないが、若年者の人材育成と地元定着は重要なものと捉えており、今後も強力に進めていかなければならないと考えている」との答弁がありました。

6 款、農林水産業費 では、「農業人材確保事業について、効果が得られたことによる継続だと思うが、前年度よりも予算が減額している理由は何か」との質疑に対し、当局より、「令和 6 年度は各種セミナー開催や他自治体への研修などが主なものだった。令和 7 年度からは、実際に外国人材受入れに取り組む農業法人等への補助金 2 団体分とその他の法人への啓発費用を計上しており、事業内容を変更したことから結果的に若干減額となったものである」との答弁がありました。

また、「外国人材活用の好事例について、農業法人の中で情報共有していくとのことだったが、全庁的に情報共有し、介護分野などほかの事業にも展開していくことを検討してはどうか」との質疑に対し、当局より、「外国人材の活用に関しては、商工業の事業者が一步先をいっていることから、その事例を聞きながら進めてきた経緯がある。今後も農業だけではなく、ほかの業種とも情報交換しながら進めていきたい」との答弁がありました。

7 款、商工費では、温泉観光施設費について、「鶴ヶ池荘に関し、解体して新たな温泉施設を建設するという市の方針のもと解体実施設計の予算が計上されている。FM 計画の修正はしたが総合計画や財政計画にもない。このような提案をする場合は予算がなぜ必要なのか、どのように使うのかを市民と議会に諮るべきと考えるが、唐突に提案した理由は何か」との質疑に対し、当局より、「事業者提案を受けて、温泉棟と宿泊棟の営業再開を目指してきたところだが、改修費用が高額となることが判明した。そのため、市としては施設の改修をせずに、まずは解体をして地域住民と協議しながら温泉に特化した施設を建設していくために提案したものである。なお、この事業については、総合計画における令和 7 年度の実施計画の中に盛り込んでいる」との答弁がありました。

また、「この予算には山内の地域住民と解体後の施設の方針について協議をする経費も含まれている。鶴ヶ池荘は横手市の資産であり、市の温泉の在り方については山内地域だけでなく市全体で考えるべきではないか」との質疑に対し、当局より、「検討委員会の構成メンバーは山内地域の方々を想定していたが、市の施設であることから全市という形に変更し進めていきたい」との答弁がありました。

また、「公共温泉の市民アンケートを行った時とは全く状況が変わっている。営業しているゆとりおん大雄を含め、市の公共温泉の在り方を今一度整理すべきであり、予算はその後ではないか」との質疑に対し、当

局より、「状況が刻々と変わってきているというのはそのとおりである。令和6年度の当初予算審議において修正案が提出され、鶴ヶ池荘は全面改修せずに一旦解体して温泉入浴サービスによる日帰り機能に特化し、今後長く地域に愛される施設として建設したほうが良いというような趣旨説明があった。議員24名中21名が賛同し修正可決され、令和6年度の予算を執行してきており、これに基づいて今回の提案に至ったものである」との答弁がありました。

また、「ゆとりおん大雄については、継続運営を求める陳情が提出され採択している。大きな予算が伴う鶴ヶ池荘の新設については、もう少し熟慮を重ねて仕切り直すことはできないか」との質疑に対し、当局より、「温泉施設の方向性に関する説明会においては、山内地域の参加者から早急に再開してほしいという声をたくさんいただいております、参加率も一番だった。また、鶴ヶ池荘を新設する場合の予算については、施設の規模や構造、機能など内容によって金額が相当変わるため、まだ提示できていない。なお、解体に要する費用は大きいですが、いずれは市の責任で行わなければならないものであるため、関係する予算を今回提案している」との答弁がありました。

また、「観光誘客推進事業について、受入れ環境整備とあるがインバウンドに対しての対策は盛り込まれているのか」との質疑に対し、当局より、「今年の雪まつりは外国人観光客が非常に多く、宿泊者数の半分が外国人だったという施設もあり、今後も増加が予想される。インバウンド対策については、通訳案内士や通訳ボランティアによるおもてなし体制を整備することに加え、令和7年度はスマートフォンを使って意思疎通できる体制を研究し実践していきたい」との答弁がありました。

また、「横手の雪まつりについて、土日開催などを検討してはどうか」との質疑に対し、当局より、「誘客推進政策としての曜日変更は有効だと考えており、既に民間の方からも同様の意見を多数聞いているところである。これは後世に残る変更になるため、歴史文化の面からもしっかり検証しながら関係者と協議していきたい」との答弁がありました。

7款では、このほか「市の経済分析状況」や「出前かまぐらの手当の負担」、「Bizサポートよこての運営状況」についての質疑がありました。

8款、土木費では、「除雪費について、市が直営で行っていく場合は重機を購入し維持していかなければならないことになるが、将来的には民

間に委託する方向なのか」との質疑に対し、当局より、「今年度は直営が48%、委託が52%で約半々の状況である。直営の雇用人数については、現段階ではほぼ充足しているものの、職員の高齢化もあり、除雪技術の継承を考えると民間委託に徐々にシフトしていかざるを得ないところもある。ただし、コスト面も検討する必要がある、今現在方向性は決めている」との答弁がありました。

8 款では、このほか「町内等で設置した街路灯に対する支援」や「都市下水路補修の理由」、「相続人のいない市営住宅入居者の残置物への対処」についての質疑がありました。

討論では、佐藤誠洋委員より、反対の立場で、「7 款 5 目温泉観光施設費について、鶴ヶ池荘解体のための実施設計の予算計上は、市の政策推進を正しく行う上で性急である。FM計画には解体事業を推進する上で性急に盛り込んだものであり、さらにFM計画の上位計画である総合計画には記載がなく、そのため財政計画にもない。このような市政運営は、混乱を招くだけで停滞してしまう。公共温泉の在り方については、状況が刻々と変化する中で、改めて人口ビジョンの推移や財政見通しを踏まえて検討するべきだ。性急すぎる解体工事に係る実施設計の予算は禍根を残すことになるため、反対する」との討論がありました。

本案について、起立採決の結果、出席者起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 47 号、令和 7 年度横手市水道事業会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「技術職員や民間の技術者の人手不足が深刻化する中で、今後管路更新事業を進めていくためには官民連携手法が必要と理解した。この導入の可能性について調査検討するとのことだが、予算は計上しているのか」との質疑に対し、当局より、「官民連携手法導入の可能性調査について、水道コンサルタントに業務委託する予算を計上している。この手法が当市の水道事業全般に合っているのか、民間事業者とのコミュニケーションがしっかり取れて、ウィンウィンの関係が築けるのか検討作業を進めていきたい」との答弁がありました。

このほか「職員における技術の継承」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 48 号、令和 7 年度横手市下水道事業会計予算については、質疑、討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 49 号、令和 7 年度横手市一般会計補正予算（第 1 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、

歳出 6 款、農林水産業費では、「農業経営継続支援事業について、燃料や光熱費への支援はもちろんだが、人件費も経営コストを高めている要因である。人件費についてはどのような見解だったのか」との質疑に対し、当局より、「物価高騰対応の臨時交付金のため施設園芸のみを対象としているが、人件費の高騰は施設園芸に限らず農業全般の課題であり、公平に対応する必要があることから、今回は対象としていない」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

予算決算委員会総務文教分科会分科会長報告

総務文教分科会に委嘱になりました部分について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 39 号、令和 7 年度横手市一般会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出 2 款、総務費では、「若者出会い応援事業について、賛否両論ありながら肝いりで行った施策である。800 万円の減額予算となっているが、なぜか」との質疑に対し、当局より、「2 月末の実績として、インターネットマッチングサービスについては、当初 200 名の想定に対し 14 名の利用で、交際応援への助成事業は、当初 200 組の想定に対し 32 組という状況であり、実績に基づき減額している。インターネットマッチングサービスについては、利用の仕方が分からないという方もおり、窓口で登録を支援したケースもあった。今後、周知がどこまで行き届いているかを含め、翌年度以降の対応を検討したい」との答弁がありました。

また、「大森庁舎と大雄庁舎の改修計画はないとのことであったが、両庁舎は非常に老朽化している。特に大森庁舎は浸水区域に位置し、大雨などにより行政機能が失われる可能性があり、すぐにでも検討しなければならない。改修計画を作成する予定はあるのか」との質疑に対し、当局より、「令和 7 年度には F M 計画の見直しが予定されており、その中で老朽度調査を実施しながら検討していくことになると考えている。また、大森庁舎については指摘のとおりではあるが、まずは職員で検討し、地域住民とも協議を進めていかなければならないと考えている」との答弁がありました。

また、「旧片野家の活用について、かまぐらの一般公開など積極的に行われており評価をしているが、市民に対する浸透を深めるために、個人利用を進めていく必要があると考える。しかし、成人の記念として家族撮影を行いたいという方が断られたようだが、活用について見直しなどは行っていくのか」との質疑に対し、当局より、「旧片野家については、現在貸し出しをするための条例等がない。個人利用することはできないため、一般開放などのタイミングに合わせて行ってもらうように伝えている。今後、活用の方向性が決まった際は条例を制定していきたいと考えているが、現段階では明確な方向性が固まっていない状況である」と

の答弁がありました。

また、「職員の名刺印刷に関する予算措置については、どのようなになっているか」との質疑に対し、当局より、「令和7年度から試行的に、1人当たりの平均使用枚数が年間で150枚を超える商工観光部の職員に限り、印刷製本費からの支出を認めることとしている。なお、印刷に当たり、デザインを課で統一することや、裏面には市のPRにつながるデザインを採用することとしている」との答弁がありました。

2款では、このほか「技術系職員の確保」や「二地域居住」、「国勢調査員の確保」についての質疑がありました。

9款、消防費では、「昨年的一般質問において、市内の防災士が一堂に会して打合せをする機会を来年度作っていききたいという答弁があったが、その具体的な計画はどのようなものか」との質疑に対し、当局より、「防災士の方には各地域の防災訓練や市主催の総合防災訓練に参加いただいており、冬季防災訓練では研修のファシリテーター役を担っていただいた。来年度は秋田地方気象台の出前講座を活用し、防災士の方々に参加を呼びかけ研修を行いたいと考えている」との答弁がありました。

また、「スキルアップも必要だが、防災士の皆さんが意思統一の上、行政と連携し、災害時や平時にしっかりと活動できる体制づくりをするために一堂に会する必要があると思うが、どうか」との質疑に対し、当局より、「研修で情報共有しながら進めていくことで対応したい」との答弁がありました。

9款では、このほか「平時からの防災対策を踏まえた組織体制の整備」や「防災用電子住宅地図の活用方法」、「防災ラジオの難聴地域対策」についての質疑がありました。

10款、教育費では、「マガジン製作プロジェクトで子どもたちが製作している漫画をデジタル化する考えはあるか」との質疑に対し、当局より、「漫画原画に特化した美術館があるという特別な環境を生かし、子どもたちも自分の作品がデータでなく、マガジンとして残ることに達成感を味わってほしいということが事業のスタートであった。今後、デジタル化がマンガを生かしたまちづくりに適しているという判断となれば、移行していくことも考えられるが、今は事業の出発点と理解いただきたい」との答弁がありました。

また、「生涯学習館利用促進事業の内容はどのようなものか」との質疑に対し、当局より、「A o - n a では、市内の自動車関連企業の技術の高

さを紹介するイベントや当市ゆかりの貴重な文化財の里帰り展示、また、一周年記念として当市出身の著名人を迎え、読書への関心を高めるイベントなどを計画している。学びのきっかけづくりや、郷土を知る機会を提供することにより、市民の豊かな学びとなるよう取り組みたい」との答弁がありました。

また、「市民大学講座を開催していたが、今後はどのようなになるのか」との質疑に対し、当局より、「来年度はA o - n aなどで3回の開催を予定している」との答弁がありました。

これに対し委員より「近隣自治体に比べ、当市は生涯学習分野の市民参加型講座が少ないと感じていた。A o - n aが開館したことにより、そういうことが進むのは非常にいいことだと思うので、これからも推進してもらいたい」との意見がありました。

また、「明峰中学校体育館屋根応急修繕工事とあるが、開校からあまり年数が経っていないと思うが、業者の瑕疵などによるものではないか」との質疑に対し、当局より、「明峰中学校については、開校から今年で14年になる。今回の工事については、全面的な老朽化などによるものではなく、採用した構造と積雪などの気候条件の関係により、一部早く劣化してしまう部分が見つかったことから修繕対応するものである」との答弁がありました。

10 款では、このほか「教育用タブレット端末の更新に伴う処分方法」や「部活動の地域移行」、「A L Tの確保状況」についての質疑がありました。

その他の歳入では、「民間譲渡した市有温泉の固定資産税の減免手続きについて、譲渡を受けた業者が固定資産税を納め、その後、市で還付をするということを聞いたが、その認識で正しいか」との質疑に対し、当局より、「民間譲渡した温泉施設の固定資産税も納付されており、その後、税額相当分を補助金として支出している」との答弁がありました。

また、「えがおの丘が返還された際の土地賃貸借契約解除及び、隣接する民間施設との土地賃貸借契約は交わしているのか」との質疑に対し、

当局より、「貸し付けしている土地については、温泉の経営が赤字でかつ温泉入浴サービスが提供されている場合は無償貸し付けとなる。しかし、えがおの丘が返還されたことから、令和6年度は土地の貸し付け収入ということで歳入を予定している。また、これに伴う契約は締結して

いる」との答弁がありました。

討論では、木村清貴委員から、反対の立場で、「市民会館の基金条例に反対しているため、この予算にも反対する」との討論がありました。

本案について、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第45号、令和7年度横手市財産区特別会計予算については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第49号、令和7年度横手市一般会計補正予算（第1号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出2款、総務費では、「よこて市民応援商品券事業について、市民への支給が、本会議においては7月頃との答弁であったが、スケジュールはどのようになっているか」との質疑に対し、当局より、「この事業については、横手商工会議所とよこて市商工会で構成する実行委員会と進める形となる。令和4年度に同様の事業を実施した際に、偽造防止の加工をする関係で商品券の納入自体に2カ月以上かかったという経緯がある。今回、印刷に関しては、おそらく2カ月はかからないという想定であるが、予算が確定していない中で、実行委員会側とも現段階では協議を詰め切れていないところである。6月中に順次発送できると考えているが、前回、到着に一、二週間かかった例や再配達となった例もあったため、遅くとも7月までには全世帯に届けたいと考えている。市職員のマンパワーを集中させて、できるだけ早く届けるように工夫しながら取り組みたいと考えている」との答弁がありました。

このほか、「商品券の配布方法」についての質疑がありました。

本案については、審査を休憩し、委員間討議を行いました。

討論では、加藤勝義委員から、賛成の立場で、「このよこて市民応援商品券事業については、やはり、いろいろ物価高騰など、今、市民が困っているという状況である。さらに今定例会に補正として当局から提案があったところである。そのことを鑑みると、とにかく市民に寄り添って、この商品券を配布するということはとても有効なことだろうと考える。さらに、当局は補正までして急いだものであるので、早期にこの配布ができるように、一層の努力をしていただくことをお願いしたい」との討

論がありました。

本案について、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。